

## 北海道がん診療連携協議会会則

### (目的及び設置)

第1条 北海道内におけるがん診療の連携協力体制等に関し協議するため、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成20年3月1日厚生労働省健発第0301001号別添）に基づき、北海道がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 北海道におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療の情報交換に関する事
- (2) 北海道内の院内がん登録のデータの分析、評価等に関する事
- (3) がんの種類ごとに、北海道においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧の作成・共有・広報に関する事
- (4) 北海道におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整に関する事
- (5) 北海道におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧の作成・共有に関する事
- (6) 北海道におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画の作成に関する事
- (7) その他北海道のがん対策推進計画等に関し必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の代表者及びがん担当責任者
- (2) 高度がん診療中核病院の代表者及びがん担当責任者
- (3) 地域がん診療連携拠点病院の代表者及びがん担当責任者
- (4) 地域がん診療病院の代表者及びがん担当責任者
- (5) 北海道医師会の代表者
- (6) 北海道歯科医師会の代表者
- (7) 北海道の代表者
- (8) その他必要と認められる者

2 上記委員のうち病院の代表者については、原則として当該病院の管理者とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、都道府県がん診療連携拠点病院の病院長をもって充てる。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会には、協議事項について詳細な検討を行うための専門部会を置く。

2 専門部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第7条 協議会の事務は、国立病院機構北海道がんセンター内において処理する。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この会則は、平成21年3月23日から施行する。

この会則は、令和元年7月12日に一部（第3条、第7条）を改定し、同日より施行する。